

今こそ変えるぞ！ 再審法

第5回 福井女子中学生殺人事件の再審開始決定について

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

1 福井女子中学生殺人事件（以下「本件」という）は、1986年3月、福井市内で卒業式を終えたばかりの女子中学生が自宅で惨殺された事件である。前川彰司氏は事件発生の1年後に逮捕されたが、その犯人性を基礎付ける客観的な証拠は全くなく、逮捕以来一貫して無罪を主張していた。

第一審（福井地裁）は、関係者らの供述が変転を重ねていたことからその信用性を否定し、1990年9月、前川氏に対して無罪判決を言い渡した。ところが、控訴審（名古屋高裁金沢支部）は、関係者らの供述は「大筋で一致」するとしてその信用性を認め、1995年2月、逆転有罪判決（心神耗弱として懲役7年）を言い渡し、上告も棄却され確定した。

日弁連は本件の再審支援を決定し、前川氏は2004年7月に第1次再審請求を申し立てた。再審請求審（名古屋高裁金沢支部）では95点の証拠が開示され、2011年11月30日、あらためて関係者らの供述の信用性が否定され、再審開始決定がなされた。ところが、異議審（名古屋高裁）は、新証拠はいずれも旧証拠の証明力を減殺しないとして、2013年3月、再審開始決定を取り消して再審請求を棄却し、特別抗告も棄却された。

前川氏は2022年10月に第2次再審請求を申し立てた。弁護団は多数の新証拠を提出したほか、検察官に対して証拠開示を求め、裁判所の訴訟指揮もあり、287点の証拠が新たに開示された。さらに、関係者の証人尋問も実施された。

その結果、関係者の供述が客観的事実に反すること（事件当日に見たというテレビ番組が別の日の放送であったこと）、検察官は第一審でこの事実を把握していたのに隠していたこと、関係者の公判証言後に警察官がその関係者に結婚祝いを交付して

いたこと等が判明した。

2024年10月23日、再審請求審（名古屋高裁金沢支部）は、上記の新証拠や証人尋問の結果を踏まえ、再審開始を決定した（以下「本決定」という）。併せて本決定は、「確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」と厳しく非難した。

検察官は、本決定に対する異議申立を断念し、前川氏の再審開始が確定した。

2 本件の経緯から、あらためて再審法（刑訴法第4編「再審」）の不備が浮き彫りになったといえる。

本件では、第1次再審請求で95点の証拠が開示されたが、第2次再審請求でさらに287点もの証拠が開示されている。しかも、関係者供述の信用性判断を左右する極めて重要な証拠も含まれていた。このような事態は、証拠開示に関するルールが存在しなかったことから発生したものである。

また、第1次再審請求の再審開始決定が検察官の不服申立によって取り消され、本決定により再び再審開始決定がなされるまで、約13年もの年月が経過している。検察官の不服申立がなければ、前川氏はもっと早期に救済されていたのである。このような事態を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止されなければならない。

2024年10月に再審無罪が確定した袴田事件に続き、本決定及びその確定は、再審法改正の必要性を明らかにするものである。国会はすみやかに、①再審請求手続における証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止を含む再審法改正を成立させるべきである。